

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、生駒市及び十津川村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和六年六月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

生駒市

十津川村

二 調査を行った期間

生駒市 令和三年四月一日から令和四年八月三十日まで

十津川村 令和元年四月一日から令和四年三月十五日まで

三 成果の名称

生駒市東菜畑二丁目・中菜畑二丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

十津川村大字猿飼（②地区）の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

生駒市東菜畑二丁目及び中菜畑二丁目の各一部の地域

吉野郡十津川村大字猿飼の一部の地域

五 認証年月日

令和五年十月二十四日